

沖繩県流域下水道維持管理要綱



令和5年4月

沖 縄 県

目 次

第1章 総 則	
第1条 趣 旨	1
第2条 定 義	1
第2章 流域関連公共下水道の接続	
第3条 接続の基準	1
第4条 接続工事の申請及び承認	1
第5条 接続工事の施工	1
第6条 接続工事の着手届の提出	2
第7条 接続工事の完了検査	2
第3章 流域下水道の使用	
第8条 流域下水道の供用及び処理開始の通知	2
第9条 使用の承認	2
第10条 承認の基準	2
第11条 供用及び処理開始の公示内容の報告	2
第12条 区域外流入の協議	2
第4章 報 告	
第13条 下水道普及状況等の報告	3
第14条 接続承認申請等の報告	3
第15条 流入下水の水質及び水量等の報告	3
第16条 特定事業場等からの排出水の報告	3
第17条 特定施設等の設置等に係る通知	3
第18条 流域関連公共下水道の利用者に対する処分の通知	4
第5章 公共下水道管理者の責務	
第19条 公共下水道条例の制定	4
第20条 雨水等の流入防止	4
第21条 除害施設台帳の整備等	4
第22条 特定事業場等監視義務	4
第23条 調査義務	4
第24条 事故等の措置	4
第6章 雑 則	
第25条 申請書、報告書等の提出	5

附 則

別記第 1 ～ 6	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ～ 8
-----------	------------------	-------

様 式 集

様式第 1 号～様式第 5 号	接続工事関係	・・・・・・・・	9 ～ 14
様式第 6 号～様式第 14 号	流域下水道関係	・・・・・・・・	15 ～ 31
様式第 15 号～様式第 18 号	特定施設関係	・・・・・・・・	32 ～ 38

参 考

流域下水道の供用開始の通知等フローシート	・・・・・・・・	39
沖縄県流域下水道維持管理要綱に係る事務フローシート	・・・・・・・・	40
公共下水道管理者の流域下水道管理者への各種報告	・・・・・・・・	41
流域下水道に係る水質異常時の対策実施要領	・・・・・・・・	42 ～ 45

[平成19年3月22日 制定]

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、流域下水道の適正な維持管理を図るため、下水道法（昭和33年法律79号。以下「法」という。）及びその他の法令等で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)流域下水道

法第2条第4号イに定める下水道で、沖縄県が管理するものをいう。

(2)管理者

流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行う沖縄県をいう。

(3)流域関連公共下水道

法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道をいう。

(4)公共下水道管理者

流域関連公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行う沖縄県内の市町村をいう。

第2章 流域関連公共下水道の接続

(接続の基準)

第3条 流域関連公共下水道の流域下水道への接続は、別記第1に定める流域下水道接続基準によらなければならない。

(接続工事の申請及び承認)

第4条 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道を流域下水道に接続しようとするとき（既存の接続に係る改築工事を実施しようとするときを含む。）は、当該接続工事に着手しようとする日の30日前までに様式第1号を接続しようとする箇所ごとに管理者に提出し、その計画について承認を受けなければならない。承認を受けた計画の変更（別記第2に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 管理者は、前項の申請を受理した場合において、当該計画が第3条の規定による流域下水道接続基準に適合していると認めるときは、その旨を様式第2号により速やかに公共下水道管理者に通知するものとする。

(接続工事の施工)

第5条 公共下水道管理者は、前条第1項の規定による承認を受けたときは、速やかにその接続工事を行わなければならない。

(接続工事の着手届の提出)

第6条 公共下水道管理者は、前条の規定により接続工事等を実施しようとするときは、様式第3号を管理者に提出しなければならない。

(接続工事の完了検査)

第7条 公共下水道管理者は、第5条の規定による接続工事が完了したときは、速やかに様式第4号を管理者に提出し、管理者の任命した職員による検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査の結果、工事の内容を適正と認めたときは、その結果を様式第5号により、公共下水道管理者に速やかに通知するものとする。

第3章 流域下水道の使用

(流域下水道の供用及び処理開始の通知)

第8条 管理者は、流域下水道の供用及び処理を開始しようとするときは、法第25条の26の規定に基づき、当該処理に係る区域内の公共下水道管理者に様式第6号によりその旨を通知するものとする。

(使用の承認)

第9条 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道の供用及び処理を開始しようとするときは、当該区域について、法第9条の規定に基づく公示をする日から起算して30日前までに、様式第7号を管理者に提出し、公示前までにその承認を受けなければならない。承認を受けた区域を変更しようとするときも同様とする。

2 管理者は、前項の承認をするときは、公共下水道管理者に対し様式第8号を交付するものとする。

(承認の基準)

第10条 前条第1項の承認の基準は、別記第3に定めるとおりとする。

(供用及び処理開始の公示内容の報告)

第11条 公共下水道管理者は、法第9条の規定により流域関連公共下水道の供用及び処理開始の公示をしたときは、当該公示の写し及び縦覧に供した図面を様式第9号により速やかに管理者に送付しなければならない。

(区域外流入の協議)

第12条 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道の処理区域以外の者に対し、法第24条第1項第3号の規定により流域関連公共下水道の使用を許可しようとするときは、あらかじめ様式第10号により管理者に協議しなければならない。

2 管理者は、前項の協議に対し、様式第11号により公共下水道管理者に回答するものとする。

第4章 報 告

(下水道普及状況等の報告)

第13条 公共下水道管理者は、前年度末の流域関連公共下水道の普及状況について、毎年5月31日までに様式第12号により管理者に報告しなければならない。

(接続承認申請等の報告)

第14条 公共下水道管理者は、第4条ならびに第9条の規定に基づく承認申請を予定している場合は、当該申請の概要について、申請する前年度の毎年9月30日までに様式第13号により管理者に報告しなければならない。

(流入下水の水質及び水量等の報告)

第15条 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等について、別記第4に定めるところにより調査し、その結果を毎年12月25日までに様式第14号により管理者に報告しなければならない。

2 公共下水道管理者は、前項の調査により異常な数値が測定された場合は、速やかに原因を調査し、その結果を管理者に報告しなければならない。

(特定事業場等からの排出水の報告)

第16条 公共下水道管理者は、法第12条の2に規定する特定事業場（以下「特定事業場」という。）及び別記第5に定める事業場から流域関連公共下水道へ排出される下水の水質について、別記第6に定めるところにより調査し、その結果を毎年1月31日までに様式第15号により管理者に報告しなければならない。

(特定施設等の設置等に係る通知)

第17条 公共下水道管理者は、法第12条の10第1項の規定に基づく管理者への通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から起算して20日以内に様式第16号により行わなければならない。

(1) 法第12条の3、法第12条の4、法第12条の7又は法第12条の8第3項の規定による届出に係る事項の通知 [当該届を受理した日]

(2) 法第12条の5の規定による命令の内容の通知 [当該命令をした日]

2 公共下水道管理者は、法第12条の10第2項の規定に基づく管理者への通知は様式第17号により、行わなければならない。

3 公共下水道管理者は、特定事業場以外の工場等から下水排除基準に適合しない下水を流域関連公共下水道に排除する原因となる施設（以下「除害施設必要施設」という。）を当該工場等に設置しようとする者又はその設置者に対し、除害施設及び除害施設必要施設の設置についての届出をするように指導し、及びその届出を受理したときは、当該届出に係る事項を、当該届出があった日から起算して20日以内に様式第18号により管理者に通知しなければならない。

(流域関連公共下水道の利用者に対する処分の通知)

第18条 公共下水道管理者は、法第37条の2又は法第38条の規定に基づく処分で、流域下水道の施設を損傷するおそれのある行為等に関する処分等を行ったときは、様式第19号により速やかに管理者に通知しなければならない。

第5章 公共下水道管理者の責務

(公共下水道条例の制定)

第19条 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道の維持管理に関する事項を条例で定めるときは、あらかじめ管理者の意見を聴かななければならない。条例を改正するときも同様とする。

(雨水等の流入防止)

第20条 公共下水道管理者は、流域下水道への雨水等の流入を防止するよう努めなければならない。

(除害施設台帳の整備等)

第21条 公共下水道管理者は、工場等の実態を常時把握するとともに、除害施設台帳を作成し、検査結果及び指導事項を記載し、これを保管しなければならない。

(特定事業場等監視業務)

第22条 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道を使用している工場等の排水の検査を、別記第6に定める頻度により計画的に公共ます又は工場等の排水口において行い、排水の状況を検査しなければならない。

2 公共下水道管理者は、前項の検査の結果、当該水質が下水排除基準を超えるおそれがあると認めるときは、直ちに、除害施設の排水の系統ごとの排水口における水質の分析を行うとともに、除害施設の稼働状況及び水質測定の実行状況等を検査し、必要があるときは、法第37条の2又は法第38条の規定による命令又は処分を行うなど適切な措置を講じなければならない。

(調査業務)

第23条 公共下水道管理者は、管理者から要請があった場合は、次に掲げる調査を行わなければならない。

- (1) 特定事業場又は除害施設必要施設等の除害施設を必要とする工場若しくは事業場から流域関連公共下水道へ排除される下水についての調査
- (2) 異常水質に関する追跡調査
- (3) 流域下水道に流入する下水量に関する調査
- (4) その他管理者が必要とする調査

(事故時の措置)

第24条 公共下水道管理者は、管理者と連携し緊急連絡体制を整備するとともに、特定事業場が

取り扱う有害物質等の情報を整理しなければならない。

- 2 公共下水道管理者は、特定事業場に対して、法第12条の9第1項の規定に基づく事故時の措置についての周知に努めるとともに、必要に応じて事故発生時の応急の措置を指導しなければならない。
- 3 公共下水道管理者は、法第12条の9第1項で規定された物質等を含む下水が特定事業場から排出され、流域関連公共下水道に流入する事故が発生したときは、速やかに関係機関への連絡を行う等の適切な対応を講じなければならない。
- 4 管理者及び公共下水道管理者は、前2条及び前3項の規定のほか、水質に係る異常及び事故に対する措置については、流域下水道に係る水質異常時の対策実施要領に基づき対応するものとする。

第6章 雑 則

(申請書、報告書等の提出)

第25条 この要綱の規定により公共下水道管理者が管理者に提出する申請及び報告書等の書類の提出部数は2部とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

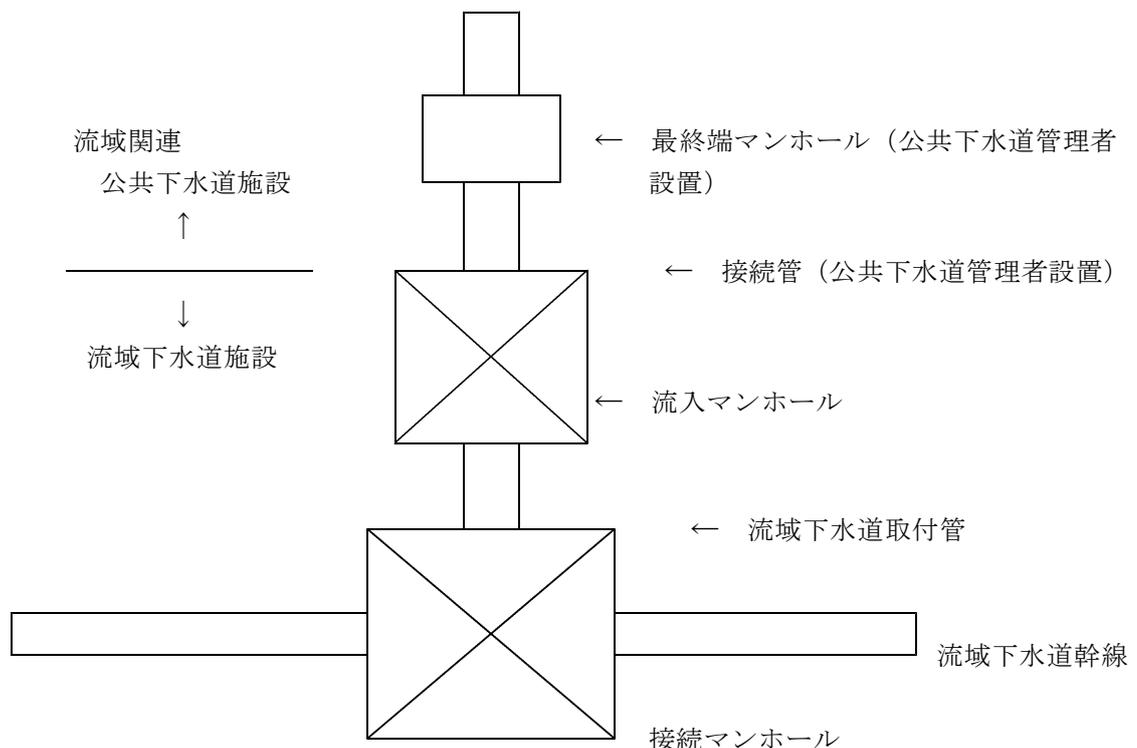
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

流域下水道接続基準（第3条関係）

1. 流域下水道管渠施設に流域関連公共下水道管渠を接続する箇所は、管理者が指定する流入マンホール（水量及び水質測定を行うためのマンホール）とする。ただし、流入マンホールが設置されていない箇所に接続する必要がある場合で、流入マンホールの設置が困難な箇所については、事前に管理者と協議した上で、接続マンホールへの接続とすることができる。
2. 流域下水道と流域関連公共下水道との施設の区分は、公共下水道管理者が設置する接続管と流入マンホール若しくは接続マンホールとの接続点で区分する。
3. 流域関連公共下水道管渠を流域下水道管渠施設に接続しようとするときは、図1に示す位置に流域関連公共下水道のマンホール（以下「最終端マンホール」という。）を設置しなければならない。
4. 最終端マンホールから流入マンホールへ接続するに当たっては、接続管をもって行うものとする。接続マンホールへの接続も同様とする。
5. 接続管の大きさは、流域下水道計画に整合した当該処理分区の計画下水量を流下させるものとする。
6. 接続管と流域下水道取付管は同一方向とする。また、流入マンホール若しくは接続マンホールで段差を生じさせないものとする。
7. 接続管の延長は、流速分布を正常にするため、口径の10倍以上とし、その形状は直管とする。
8. 管理者が前各号の基準によることが困難と認める接続箇所については、管理者と公共下水道管理者との協議により定めるものとする。

図1 流域下水道に流域関連公共下水道を接続する場合



別記第2)

要綱第4条第1項に規定する〔軽微な変更〕とは、次の各号の一に該当する変更以外のものとする。

1. 接続箇所（位置）の変更
2. 接続管の接続方向の変更
3. 接続管の構造及び能力の変更

別記第3)

流域下水道使用基準（第10条関係）

1. 承認区域は、法第25条の26の規定に基づき管理者が通知した区域内であること。
2. 承認汚水量は、流域下水道の能力の範囲内であること。
3. 承認区域に係る接続工事について、第7条第1項の検査に合格していること。

別記第4)

下水の水質及び水量に関する調査方法（第15条関係）

1. 水質及び水量調査回数

管理者と協議して定めた接続箇所において、毎年1回調査すること。

2. 水質及び水量調査日

雨の影響のない日とする。

3. 水量の調査方法

24時間測定を行うものとし、測定方法については、特に定めない。

4. 水質の調査方法

(1) 試料

最終端マンホールにおいて、24時間採水し（その回数は2時間に1回とする。）、試料はその流量比で混合した混合試料とすること。

(2) 分析方法

水質の分析は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省、建設省令第1号）に定められた方法によること。

(3) 分析項目

分析項目は様式第14号-1に掲げる全項目とすること。ただし、管理者との協議により、pH、BOD、SS、ノルマルヘキサン（動植物油脂類、鉱油類）以外の項目で、各処理区分内の事業場等の操業内容を勘案し、分析の必要がないと思われるものについて除外することができる。

別記第5)

排水水についての調査及び報告をしなければならない事業場（第16条関係）

- (1) 病院（ベッド数が20床以上のもの）
- (2) ガソリンスタンド、給油所等
- (3) 運送業
- (4) 自動車整備業
- (5) コルゲートマシーンを設備する段ボール製造業

別記第6)

特定事業場からの排水水の調査方法（第16条関係）

1. 対象事業場

対象とする事業場は、流域関連公共下水道を使用する全特定事業場及び別記5に規定する事業場とする。ただし、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の1の2、6、8、9、16、17、66の5、66の6、66の7、66の8、67、69の2及び71に掲げる施設を設置する事業場並びに別記5に定める事業場（ただし、病院を除く。）については、排水量が日平均30m³以下の事業場を除外する。

2. 調査回数

この調査は、有害物質及び重金属類（全クロム、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン）に係る事業場については、年2回以上、その他については年1回以上行うこと。

3. 試料の採取

流域関連公共下水道への排出口ごとに試料を採取すること。

4. 分析方法

水質の分析は、下水の水質の検定方法等に関する省令に定められた方法によること。

5. 分析項目

分析項目は、事業場ごとに使用薬品等の内容を十分検討し、当該事業場から排出されるおそれのある項目とする。

6. 様式第15号-1の排除基準の欄には、下水道法施行令第9条の4に定めた基準及び公共下水道管理者が条例で定めた基準を記入すること。

7. その他

除害施設の運転状況、付帯計測器の管理状況、汚水の状況及び発生汚泥の処分状況等についても十分調査すること。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県流域下水道管理者

沖縄県知事 氏 名 殿

〇〇市町村公共下水道管理者

職 氏 名

接続工事承認申請書

流域関連公共下水道を流域下水道へ接続する工事を行いたいので、沖縄県流域下水道維持管理要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

流域下水道名 (流域関連公共下水道名)	
処 理 区 名	
流 域 下 水 道 幹 線 名	
接 続 箇 所 番 号	
処 理 分 区 名	
接 続 工 事 の 内 容	
添 付 資 料	(1) 流域下水道接続調書（様式第1号-1） (2) 流域関連公共下水道全体計画書（〇〇年度） ア. 処理分区別用途地域別面積 イ. 処理分区別用途地域別人口 ウ. 処理分区別汚水量（時間最大） (3) 図面 ア. 処理計画施設平面図 イ. マンホール等構造図

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 添付資料は適宜編集すること。

流域下水道接続調書（新規・変更）

流域下水道名	処理区名	流域関連公共下水道名										
申請年月日	年月日	使用開始予定年月日	年月	年月日								
接続幹線名	接続箇所番号	接続箇所MH名	接続工事完成予定年月日	年月日								
処理分区名	処理分区内の地名	前回接続承認通知(変更の場合のみ記載)	年月	年月日								
処全体計画概要	公共下水道	面積(ha)	汚水量(時間最大)(m ³ /日)									
			人口(人)	生活	営業	工場	観光	その他	軍基地	軍基地以外地	地下水	総汚水量
管種	内径(内のり)(mm)	こう配(%)	地盤高(m)	管底高(m)	土かぶり(m)							
流域関連公端			下流									
接続			上流									
流域下水道幹線取付			下流									
又は流域下水道取付			上流									

所属課係名：

担当者：

電話(直通)：

(内線)

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

〇〇市町村公共下水道管理者
職 氏 名 殿

沖縄県流域下水道管理者
沖縄県知事 氏 名 印

接続工事承認通知書

年 月 日付、第 号で申請のあった下記の接続工事について、沖縄県流域下水道維持管理要綱第4条第2項の規定により承認します。

記

流域下水道名 (流域関連公共下水道名)	
処 理 区 名	
流 域 下 水 道 幹 線 名	
接 続 箇 所 番 号	
処 理 分 区 名	
接 続 工 事 の 内 容	(詳細は申請のとおり)

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県流域下水道管理者

沖縄県知事 氏 名 殿

〇〇市町村公共下水道管理者
職 氏 名

接 続 工 事 の 着 手 届

接続工事に着手しましたので、沖縄県流域下水道維持管理要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

流域下水道名 (流域関連公共下水道名)	
処 理 区 名	
流 域 下 水 道 幹 線 名	
接 続 箇 所 番 号	
処 理 分 区 名	
接 続 承 認 通 知 書	年 月 日付 第 号
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 資 料	工事工程表（流域下水道施設の施工時期がわかるもの）

- (注)
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. 添付資料は適宜編集すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県流域下水道管理者

沖縄県知事 氏 名 殿

〇〇市町村公共下水道管理者
職 氏 名

接 続 工 事 の 完 了 届

接続工事が完了したので、沖縄県流域下水道維持管理要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

流域下水道名 (流域関連公共下水道名)	
処 理 区 名	
流 域 下 水 道 幹 線 名	
接 続 箇 所 番 号	
処 理 分 区 名	
接 続 承 認 通 知 書	年 月 日付 第 号
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
添 付 資 料	1. 出来形管理図 2. 工事写真 ア. 流域下水道MH穿孔部開口状況 イ. 流域下水道MH穿孔部への管接続状況 ウ. 流域下水道MH周辺の埋戻し状況

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 添付資料は適宜編集すること。

第 号
年 月 日

〇〇市町村公共下水道管理者
職 氏 名 殿

沖縄県流域下水道管理者
沖縄県知事 氏 名 印

接続工事完了検査結果通知書

年 月 日付、第 号で届出のあったことについて、沖縄県流域下水道維持管理要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり検査結果を通知します。

記

流域下水道名 (流域関連公共下水道名)	
処 理 区 名	
流 域 下 水 道 幹 線 名	
接 続 箇 所 番 号	
処 理 分 区 名	
接 続 承 認 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 号
年 月 日

〇〇市町村公共下水道管理者
職 氏 名 殿

沖縄県流域下水道管理者
沖縄県知事 氏 名 印

流域下水道の供用及び処理開始通知書

みだしのことについて、供用及び処理開始しますので、下水道法第25条の26の規定により下記のとおり通知します。

記

流域下水道名		
供用開始年月日	年	月 日
処理開始年月日	年	月 日
接続箇所番号		
処理すべき区域	処理分区	h a
処理開始する排水施設の 名称及び位置	幹線名	
	位	起点
	置	終点
排除方法		

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. この通知に当たっては、流域下水道処理開始通知区域図（縮尺10,000分の1程度）を添付する。

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県流域下水道管理者

沖縄県知事 氏 名 殿

〇〇市町村公共下水道管理者
職 氏 名

流域下水道使用（変更）承認申請書

みだしのことについて、沖縄県流域下水道維持管理要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

流域関連公共下水道名 （流域下水道名）	
処 理 区 名	
接 続 箇 所 番 号	
処 理 分 区 名	
処理開始予定年月日	年 月 日
添 付 資 料	(1) 調書 ア. 申請内訳書（様式第7号-1） イ. 汚水量調書（様式第7号-2） ウ. 工場等調書（様式第7号-3） (2) 図面 予定処理区域図

- (注)
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. 「処理分区名」には、処理開始予定がある処理分区のみ記載すること。
 2. 添付資料は適宜編集すること。

申請内訳書

流域関連公 共下水道名	処理区分区	処理区分区	前回申請書	年月日付	処理区分区	処理区分区	処理区分区
区 分	計						
	既承認区域 (A)	面積 (ha)	0.0				
		人口 (人)	0				
総汚水量 (m ³ /日)		0					
変更区域 (B)	面積 (ha)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口 (人)	0	0	0	0	0	0
	総汚水量 (m ³ /日)	0	0	0	0	0	0
申請区域 合計 (A+B)	面積 (ha)	0.0					
	人口 (人)	0					
	総汚水量 (m ³ /日)	0					

所属課係：

担当者名：

電話：

(内線

)

(注) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2. 汚水量は 日最大 とする。

3. 面積の変更がない処理区分区についても、事業計画の変更があった場合は時点修正を行うこと。

汚水 量 調 査 書

流域関連 公共下水道名	処理区分名		面積		人口		申請区域汚水量 計算方法					事業計画 面積整備率		
	事業計画 申請区域	(ha)	整備率 (%)	(人)	普及率 (%)	生活	営業	工場	観光	その他	軍基地	軍基地 以外	地下水	総汚水量
〔追加(変更)のある 区域のみ〕	事業計画 申請区域													
	事業計画 申請区域													
	事業計画 申請区域													
	事業計画 申請区域													

- (注)
1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2. 面積整備率や人口普及率以外で汚水量を計算する場合は、詳細がわかる資料を添付すること。
 3. 人口について、申請区域内の表人口の把握が難しい場合は、面積整備率から算出すること。
 4. 事業計画で位置及び汚水量が明示されている施設等の申請区域汚水量は、積み上げ計上すること。

工場等調査書

処理分区名		整理番号		計 (A + B)		計 (A + B + C)			
既承認 区域	A	B	下水道未使用工場の排水量				m ³ /日		
	下水道使用工場の排水量	下水道未使用工場の排水量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日		
新規 (追加) 区域	番号	会社名	業種	所在地	日平均 排水量 (m ³ /日)	除害施設の名称	将来の下水 道使用の有 無 放流先河川名	排水の状況及び対策	
							有 無		
							有 無		
							有 無		
							有 無		
							有 無		
							有 無		
							有 無		
							有 無		
							有 無		
C 計									
申請 区域	下水道使用工場の排水量 (A)		下水道未使用工場の排水量 (B + C)		計 (A + B + C)		計 (A + B + C)		
	m ³ /日		m ³ /日		m ³ /日		m ³ /日		

所属課係名：

担当者：

電話：

(内線)

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

〇〇市町村公共下水道管理者
職 氏 名 殿

沖縄県流域下水道管理者
沖縄県知事 氏 名 印

流域下水道使用（変更）承認書

年 月 日付、第 号で申請のあった下記に係る流域下水道の使用（変更）について、沖縄県流域下水道維持管理要綱第9条第2項の規定により承認します。

記

流域関連公共下水道名 (流域下水道名)	
処 理 区 名	
接 続 箇 所 番 号	
処 理 分 区 名	
処理開始予定年月日	年 月 日

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県流域下水道管理者

沖縄県知事 氏 名 殿

〇〇市町村公共下水道管理者
職 氏 名

供用開始及び処理開始の公示報告書

下記のとおり使用（変更）承認を受けた区域について、下水道法第9条の規定により公示したので、沖縄県流域下水道維持管理要綱第11条の規定により公示文の写しを送付します。

記

流域関連公共下水道名 （流域下水道名）	
処 理 区 名	
接 続 箇 所 番 号	
処 理 分 区 名	
使用（変更）承認書	年 月 日付 第 号
添 付 資 料	(1) 公示文（写し） (2) 縦覧に供した図面

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 添付資料は適宜編集すること。

沖縄県流域下水道管理者
沖縄県知事 氏 名 殿

〇〇市町村公共下水道管理者
職 氏 名

区域外流入協議書

沖縄県流域下水道維持管理要綱第12条の規定により下記のとおり協議します。

記

流域関連公共下水道名 (流域下水道名)	
流入先接続箇所番号	
流入先処理分区名	
流 入 区 域	〇〇市町村〇〇丁目〇〇 (面積: m ²)
流 入 汚 水 量	日最大: m ³ /日、 時間最大: m ³ /日

- (注)
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. 添付資料は適宜編集すること。
 3. 添付資料には通しのページ番号を振ること。
 4. 添付資料には個人情報を含めないこと。

〇〇市町村公共下水道管理者
職 氏 名 殿

沖縄県流域下水道管理者
沖縄県知事 氏 名 印

区域外流入協議回答書

年 月 日付、 第 号の区域外流入協議について、下記のとおり回答します。

記

流域関連公共下水道名 (流域下水道名)	
流入先接続箇所番号	
流入先処理分区名	
流入区域	〇〇市町村〇〇丁目〇〇 (面積: m ²)
流入汚水量	日最大: m ³ /日、 時間最大: m ³ /日
条 件	<p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 流域関連公共下水道への流入水質については、下水道法に適合すること。 2 沖縄県流域下水道維持管理要綱を遵守すること。 3 排水設備の設置又は構造に関しては、処理区域内における排水設備と同等のものとする。 4 当該地区の計画汚水量及び計画区域面積に変更が生じた場合は、速やかに連絡し協議すること。 5 当該区域を速やかに下水道全体計画及び事業計画区域に取り込むこと。 (または、取り組むことを当該区域の市町村と協議済みであること。) 6 下水道法第31条の2に基づく負担金の取り扱いについて、当該区域の市町村と協議済みであること。 7 接続後は、下水道法第31条の2に基づく負担金を負担すること。 8 地方自治法第244条の3第3項の議決を経ていること。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第12号（第13条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県流域下水道管理者

沖縄県知事 氏 名 殿

〇〇市町村公共下水道管理者

職 氏 名

流域関連公共下水道の普及状況等について（報告）

みだしのことについて、沖縄県流域下水道維持管理要綱第13条の規定により、別紙調書のとおり報告します。

- （注）
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. この申請書には、下水道普及実績調書（様式第12号-1）を添付する。

年度末下水道普及実績調書

市町村名：

区分	処理分区名	計	処理分区							
A	処理区域面積 (ha)									
B	行政人口 (人)									
C	処理区域内人口 (人)									
D	処理区域内水洗化人口 (人)									
E	処理区域内世帯数									
F	処理区域内水洗化世帯数									
普及率	(C/B) (%)									
水洗化率 (人口)	(D/C) (%)									
水洗化率 (世帯)	(F/E) (%)									
下	G 工場排水量 (m ³ /日)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	事業所数	()	()	()	()	()	()	()	()	()
H	家庭及び営業汚水量 (m ³ /日)									
I	その他 (I = J - (G+H)) (m ³ /日)									
J	計 (m ³ /日)									
汚水量原単位 (m ³ /日・人)										
対処理人口										
対水洗化人口										
侵入水等原単位 (m ³ /日・ha)										

所属課係名：

担当者名：

電話：

(内線)

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第13号（第14条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県流域下水道管理者

沖縄県知事 氏 名 殿

〇〇市町村公共下水道管理者

職 氏 名

接続承認等の申請予定について（報告）

みだしのことについて、沖縄県流域下水道維持管理要綱第14条の規定により、別添調書及び図面のとおり報告します。

- (注)
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. この申請書には、下記の書類を添付する。
 - (1) 調書 ア、流域下水道接続工事承認申請予定調書（様式第13号－1）
 イ、流域下水道使用承認申請予定調書 （様式第13号－2）
 - (2) 図面 処理計画一般図

年度 流域下水道使用承認申請予定調書

市町村名：

処理分区名 項目	計			処理分区			処理分区			処理分区		
	面積 (ha)	人口 (人)	総汚水量 (m^3 /日)									
申請予定月												
前年度末累計												
令和 4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
令和 年 1月												
2月												
3月												
令和 年度計												
令和 年度末累計												
備考												

所属課係名：

担当者名：

電話：

(内線)

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

沖縄県流域下水道管理者

沖縄県知事 氏 名 殿

〇〇市町村公共下水道管理者

職 氏 名

流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水の
水質及び水量等について（報告）

みだしのことについて、沖縄県流域下水道維持管理要綱第15条の規定により、別添調書及び図面のとおり報告します。

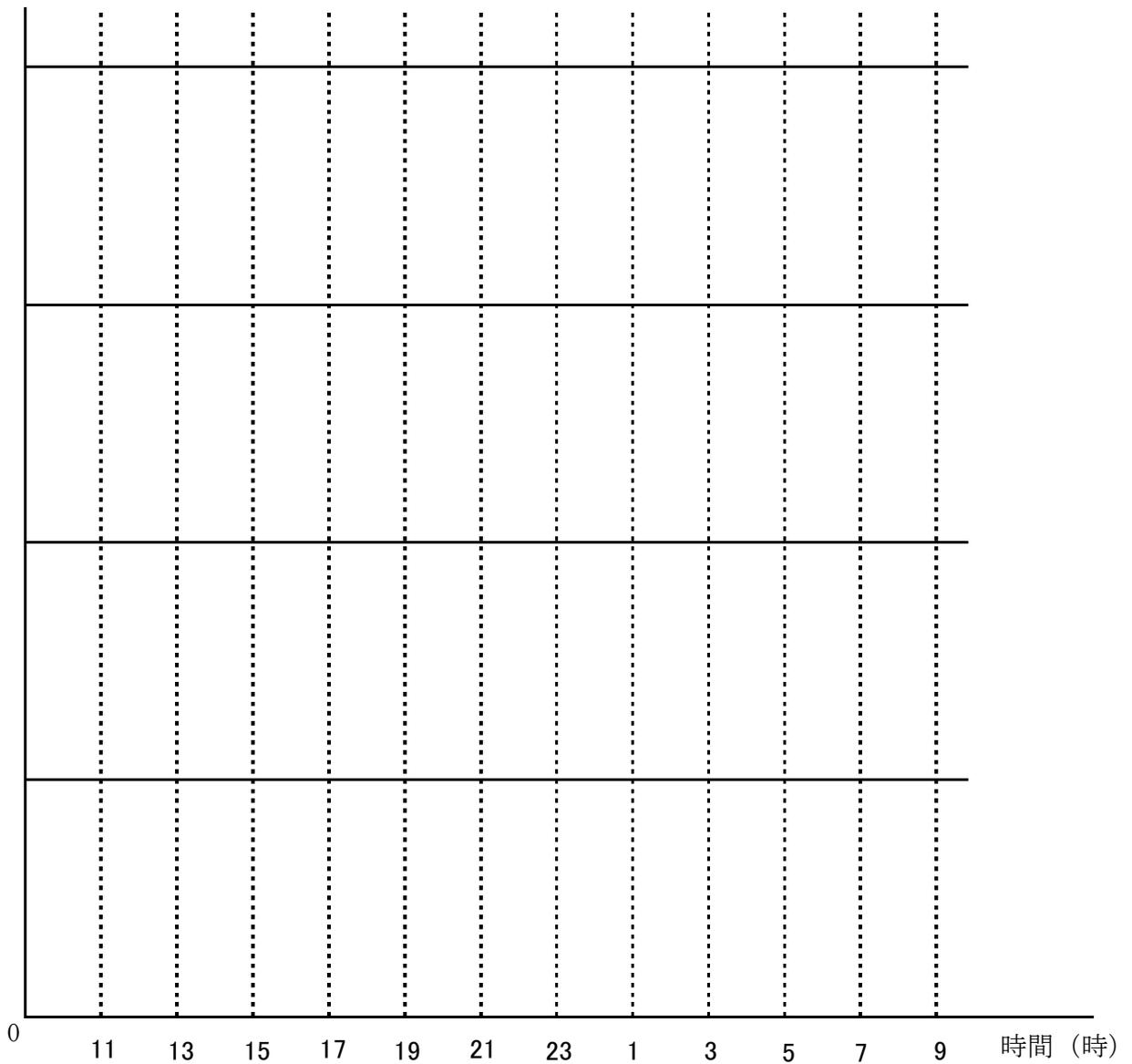
- （注）
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. この申請書には、下記の書類を添付する。
 - （1）調書 流域下水道流入下水水質調書（様式第14号－1）
 - （2）図面 流量変動図（別添図）

別添図

流量変動図

市 町 村 名 :
処 理 分 区 名 :
測 定 年 月 日 :
下 水 量 (m ³ /日) :
測 定 方 法 :
計 算 式 :

下水量
(m³/h)



様式第15号（第16条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県流域下水道管理者

沖縄県知事 氏 名 殿

〇〇市町村公共下水道管理者

職 氏 名

特定事業場等排出水の調査結果について（報告）

みだしのことについて、沖縄県流域下水道維持管理要綱第16条の規定により、別添調書のとおり報告します。

- （注）
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. この報告書には、特定事業場等排出水水質調書様式（様式第15号－1及び様式第15号－2）を添付する。

特定事業場等排出水水質調書（その1）

市 町 村 名		処理分区名		整理番号	
流 域 幹 線 名		処理分区供用開始年月日		年 月 日	
接 続 幹 線 名		接 続 箇 所 番 号			
会 社 名		採 水 年 月 日		年 月 日	
所 在 地		下 水 道 使 用 開 始 年 月 日		年 月 日	
業 種		除 害 施 設 設 置 年 月 日		年 月 日	
汚 水 の 種 類		排 水 量	日最大		m ³ /日
使 用 原 材 料 名			日平均		m ³ /日
汚 水 の 処 理 法		排 出 口 の 位 置			
項 目		単 位	排除基準	排水の水質	水質分析年月日
外 観					
水 温		℃			
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		m g / ℓ			
水素イオン濃度		-			
生物化学的酸素要求量		m g / ℓ			
浮遊物質		m g / ℓ			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ. 鉱油類含有量	m g / ℓ			
	ロ. 動植物油脂類含有量	m g / ℓ			
よう素消費量		m g / ℓ			
カドミウム及びその化合物		m g / ℓ			
シアン化合物		m g / ℓ			
有機 ^{りん} 化合物		m g / ℓ			
鉛及びその化合物		m g / ℓ			
六価クロム化合物		m g / ℓ			
砒 ^び 素及びその化合物		m g / ℓ			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		m g / ℓ			
アルキル水銀化合物		m g / ℓ			
ポリ塩化ビフェニル		m g / ℓ			
トリクロロエチレン		m g / ℓ			
テトラクロロエチレン		m g / ℓ			
ジクロロメタン		m g / ℓ			
四塩化炭素		m g / ℓ			
1,2-ジクロロエタン		m g / ℓ			
1,1-ジクロロエチレン		m g / ℓ			
シス-1,2-ジクロロエチレン		m g / ℓ			
1,1,1-トリクロロエタン		m g / ℓ			
1,1,2-トリクロロエタン		m g / ℓ			
1,3-ジクロロプロペン		m g / ℓ			
チウラム		m g / ℓ			
シマジン		m g / ℓ			
チオベンカルブ		m g / ℓ			
ベンゼン		m g / ℓ			
セレン及びその化合物		m g / ℓ			
ほう素及びその化合物		m g / ℓ			
ふっ素及びその化合物		m g / ℓ			
1,4-ジオキサン		m g / ℓ			
フェノール類		m g / ℓ			
銅及びその化合物		m g / ℓ			
亜鉛及びその化合物		m g / ℓ			
鉄及びその化合物（溶解性）		m g / ℓ			
マンガン及びその化合物（溶解性）		m g / ℓ			
クロム及びその化合物		m g / ℓ			
ダイオキシン類		pg-TEQ/ℓ			

所属課係名： 担当者名： 電話： (内線)

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第16号（第17条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県流域下水道管理者
沖縄県知事 氏 名 殿

〇〇市町村公共下水道管理者
職 氏 名

特定施設に係る届出等通知書

みだしのことについて、別紙のとおり 届出を受理した
命令を行った ので、下水道法第12条の10第1項
の規定により通知します。

- (注)
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. この報告書には、届出については当該届出書の写しを、命令については当該命令書の写しを添付する。

様式第17号（第17条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県流域下水道管理者
沖縄県知事 氏 名 殿

〇〇市町村公共下水道管理者
職 氏 名

事故時の処置に係る届出等について（通知）

みだしのことについて、別紙のとおり 届出を受理した 命令を行った ので、下水道法第12条の10第2項
の規定により通知します。

- （注）
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. この報告書には、届出については当該届出書の写しを、命令については当該命令書の写しを添付する。

様式第18号（第17条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県流域下水道管理者

沖縄県知事 氏 名 殿

〇〇市町村公共下水道管理者

職 氏 名

除害施設必要施設等に係る届出について（通知）

みだしのことについて、別紙のとおり届出を受理したので沖縄県流域下水道維持管理要綱第17条第3項の規定より通知します。

- （注）
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. この通知書には、当該届出書の写しを添付する。

様式第19号（第18条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県流域下水道管理者

沖縄県知事 氏 名 殿

〇〇市町村公共下水道管理者

職 氏 名

流域関連公共下水道使用者に行った処分について（通知）

みだしのことについて、 に対して別添写しのとおり措置したので
沖縄県流域下水道維持管理要綱第18条の規定により通知します。

- (注)
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. この通知書には、命令等を行った書類の写しを添付する。

流域関連公共下水道に係る供用開始までの通知フローシート

① 流域下水道の供用開始区域の通知（管理者から公共下水道管理者へ）

- ・ 下水道法第25条の26の規定
- ・ 供用開始年月日、合流式か分流式かの別
- ・ 下水を排除すべき区域
- ・ 終末処理場の位置及び名称



② 公共下水道の流域下水道への流入開始通知（公共下水道管理者から管理者へ）

- ・ 流域下水道管理者が公共下水道からの流入状況を把握するために必要



③ 公共下水道の流域下水道への流入開始の承認（管理者から公共下水道管理者へ）



④ 公共下水道の供用及び処理開始の公示（公共下水道管理者から住民へ）

- ・ 下水道法第9条の規定
- ・ 供用及び処理開始年月日
- ・ 下水を排除及び処理すべき区域
- ・ 排水施設の位置
- ・ 合流式又は分流式の別
- ・ 接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称

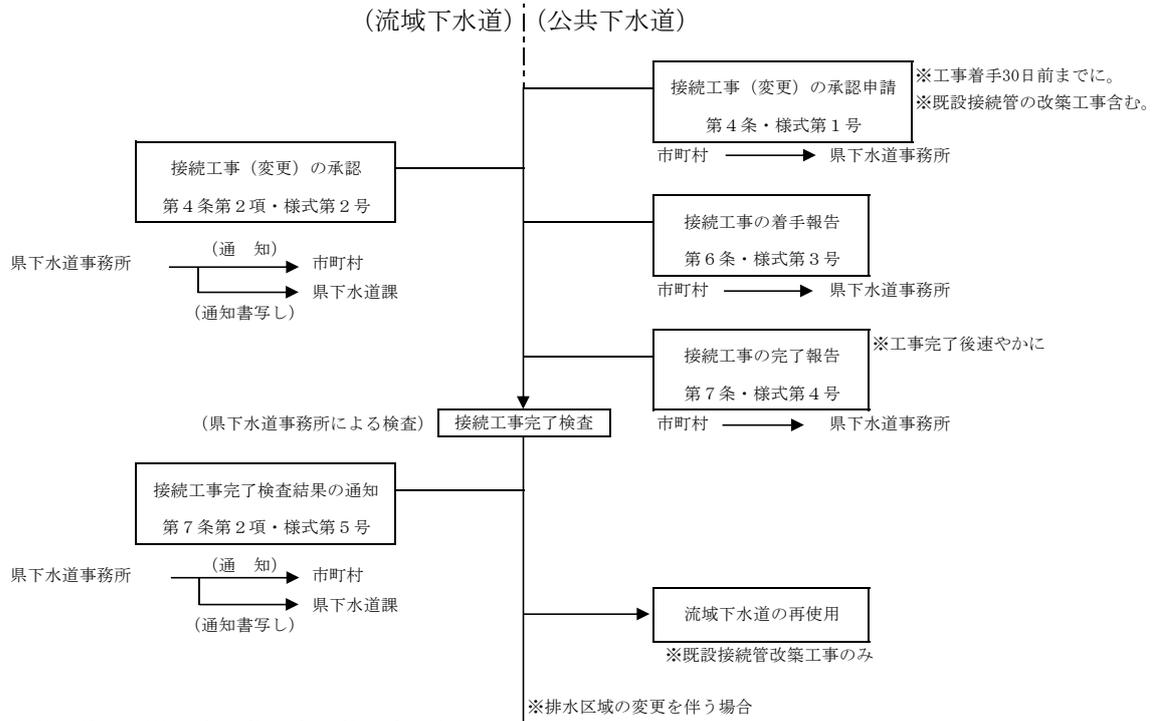


⑤ 供用及び処理開始区域の公示内容の通知（公共下水道管理者から管理者へ）

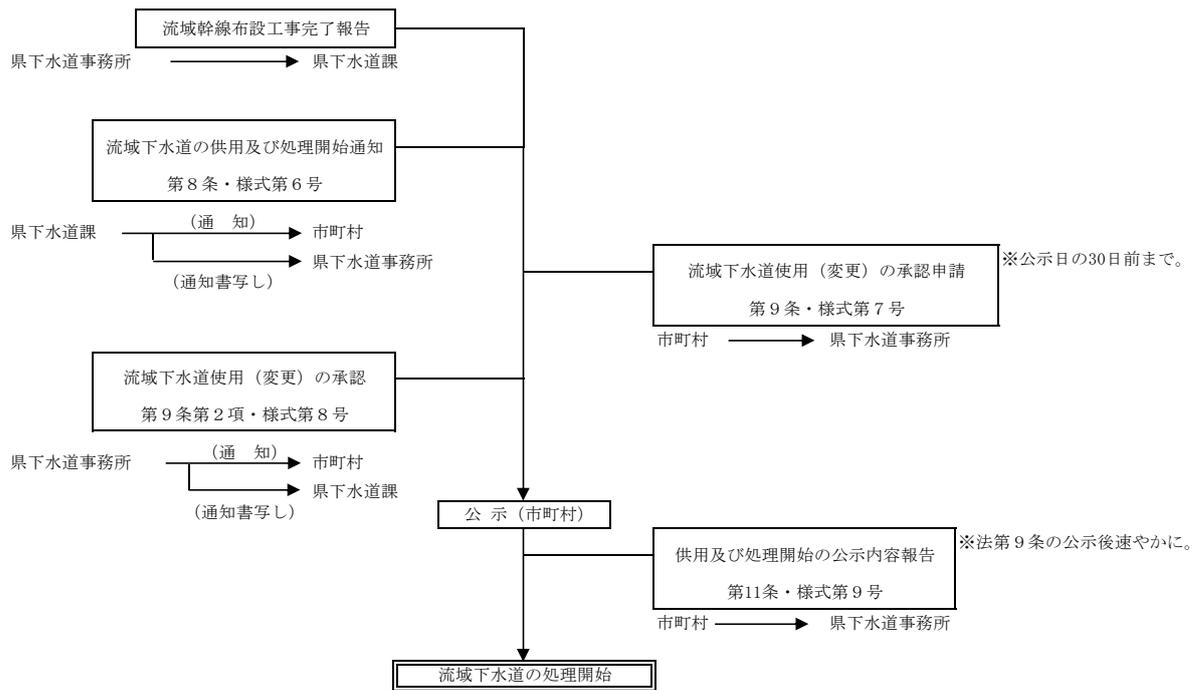
- ・ 供用及び処理開始

沖縄県流域下水道維持管理要綱に係る事務フローシート

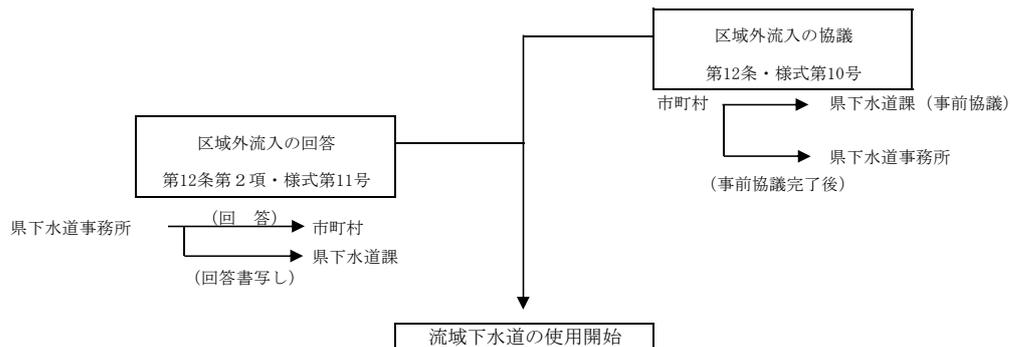
(1) 流域関連公共下水道の接続 (第4条・第6条・第7条関係)



(2) 流域下水道の使用 (第8条・第9条・第11条関係)



(3) 区域外流入の協議 (第12条関係)



公共下水道管理者の流域下水道課管理者への各種報告

- ◆ 供用及び処理開始の公示内容（第11条） _____ 様式第9号（速やかに）
- ◆ 下水道普及状況等（第13条） _____ 様式第12号（毎年5月31日まで）
- ◆ 接続承認申請等（第14条） _____ 様式第13号（毎年9月30日まで）
- ◆ 流入下水の水質及び水量等（第15条） _____ 様式第14号（毎年12月25日まで）
（第15条第2項） _____ （異常な数値が測定された場合は速やかに）
- ◆ 特定事業場等からの排出水（第16条） _____ 様式第15号（毎年1月31日まで）
- ◆ 特定施設設置の届出等（第17条） _____ 様式第16号（当該届出を受理した日から20日以内）
特定施設設置の計画変更命令（第17条） _____ 様式第16号（当該命令をした日から20日以内）
事故時の処置に係る届出（第17条第2項） _____ 様式第17号
除害施設必要施設等に係る届出（第17条第3項） _____ 様式第18号（当該届出があった日から20日以内）
- ◆ 流域関連公共下水道の利用者に対する処分（第18条） _____ 様式第19号（速やかに）

流域下水道に係る水質異常時の対策実施要領

[平成19年3月22日制定]

(目的)

第1条 この要領は、流域下水道終末処理場（以下「終末処理場」という。）の放流水質に異常が発生した場合又は異常の発生の恐れがある場合における沖縄県（以下「県」という。）と流域関連公共下水道事業を実施する市町村（以下「流域関連市町村」という。）との連絡体制及び事後対策並びに水質異常の未然及び再発防止策等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害物質とは、水質汚濁防止法施行令第2条各号に規定する物質及びダイオキシン類をいう。
- (2) 油とは、水質汚濁防止法施行令第3条の3各号に規定する油をいう。
- (3) 特定事業場とは、下水道法第12条の2に規定する工場又は事業場をいう。
- (4) 悪質水とは、次のいずれかに該当する下水をいう。
 - ア 流入水が通常の水質と異なり、その原因が下水道法に基づく事業場等の下水排除基準を超えて排除されていると想定される水
 - イ 流入水が通常の水質と異なり、その原因が下水道法の規制対象項目以外の場合で、活性汚泥の性状悪化や放流水質の異常等の問題を発生させると想定される水
- (5) 水質異常とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 終末処理場の放流水質が下水道法第8条に規定する技術上の基準に適合しないとき
 - イ アに該当しない場合であって終末処理場の流入水が通常の水質と異なり、その原因が悪質水の流入によると考えられるとき
 - ウ その他終末処理場へ悪質水が流入することが予想される時
- (6) 水質事故とは、有害物質又は油を含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入することをいう。

(県の役割)

第3条 県は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 流域関連市町村との連絡及び情報の取りまとめに関すること。
- (2) 流域関連市町村の行う水質異常の原因究明調査及び対策について、助言、必要な情報の提供及び技術支援等に関すること。
- (3) 終末処理場の放流水により被害が発生した場合の被害状況の把握に関すること。
- (4) 関係法令に基づく関係機関への報告及び連絡調整に関すること。
- (5) その他、流域下水道幹線及び終末処理場の水質異常に関し必要な調査及び対策に関すること。

(流域関連市町村の役割)

第4条 流域関連市町村は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 水質異常又は事故(以下、「水質異常等」という)に係る原因究明調査及び水質分析等の実施に関すること。
- (2) 特定事業場に対する指導、監督、改善命令、処分等下水道法の規定に基づいて、水質異常等の発生を防止するために必要な対策を講じること。
- (3) その他、流域関連公共下水道の水質異常に関し必要な調査及び対策に関すること。
- (4) 水質異常等に係る現場の状況の記録に関すること。
- (5) 特定事業場に対する日常の監視指導及び流域下水道管理者への状況報告。
- (6) 特定事業場に対して、事故時の連絡体制整備を指導すること
- (7) 特定事業場における事故時の措置の周知徹底

(水質異常等の発生時の連絡)

第5条 県及び流域関連市町村は、水質異常等の発生を確認したときは、直ちに別紙「水質事故等事務連絡票」及び「水質異常時連絡網」により連絡するものとする。

(水質異常等の発生時の措置)

第6条 県及び流域関連市町村は、水質異常等の発生を確認したとき又は前条の規定により連絡を受けたときは、直ちに当該異常による影響を最小限にとどめるために、第3条及び第4条に規定する役割により、必要な措置を講ずるものとする。

(相互協力)

第7条 県及び流域関連市町村は、水質異常等が発生した場合は相互に協力して必要な対策を講ずるものとする。

(改善指導)

第8条 流域関連市町村は、事業者に対し水質異常等の未然及び再発防止策を実施するよう指導するものとする。

(報告の徴収)

第9条 流域関連市町村は、この要領の目的を達成するため必要と認めるときは、事業者に対し報告を求めるものとする。

(立入調査)

第10条 流域関連市町村は、この要領の目的を達成するため必要と認めるときは、関係職員に事業場等の立入調査を行わせるものとする。

(報告)

第11条 流域関連市町村は、前3条の規定に基づいて講じた措置及び改善指導等の状況について、その概要を速やかに県に報告するものとする。

2 事故時の対応が終了した場合は、速やかに県に報告するものとする。

3 水質事故については、下水道法第12条の10に規定する特定事業場からの事故届の内容を含め事故対応報告書を提出するものとする。

4 県は、報告のあった事故事例を年度毎にまとめ、流域関連市町村へ提供する。

(研修の実施)

第12条 県及び流域関連市町村は、事故や事故時の対応等に関して必要に応じて職員研修を実施する。

(再発防止等への指導)

第13条 流域関連市町村は、事故の再発を防止するため、必要に応じて特定事業場に対して指導等実施する。

(協議事項)

第14条 この要領に定めがない事項については、県と流域関連市町村で別途協議することとする。

(委任事項)

第15条 この要領の施行に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

様式

事務連絡
平成 年 月 日

沖縄県下水道管理事務所長 あて

〇〇市町村公共下水道管理者

特定事業場から有害物質等の流入による水質事故等の報告

みだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

報告内容

- ①発信者の所属、氏名、連絡先（電話番号）
- ②水質事故の概要
事故発生（発見）日時、
事故発生事業場名、所在地
有害物質等が流出した施設、事故発生場所の位置図
下水道に流出した有害物質、推定流入量（施設からの流出量）
- ③応急措置内容
報告時点での有害物質、油の状況（公共下水道、流域下水道
への流入状況等）
- ④通報先の確認（警察、消防、環境部局、河川管理者、その他）

「流域下水道に係る水質異常時の対策実施要領」 第5条に基づく水質異常時連絡網

(平成21年4月1日現在)

